	ＪＳＩＣ　一九二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　二〇一一　なめし革製造業 ＪＳＩＣ　二〇二一　工業用革製品製造業（手袋を除く。） ＪＳＩＣ　二〇三一　革製履物用材料・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　二〇四一　革製履物製造業 ＪＳＩＣ　二〇五一　革製手袋製造業 ＪＳＩＣ　二〇六一　かばん製造業 ＪＳＩＣ　二〇七　袋物製造業 ＪＳＩＣ　二〇八一　毛皮製造業 ＪＳＩＣ　二〇九九　その他のなめし革製品製造業 ＪＳＩＣ　三二五三　運動用具製造業 注１　ＪＳＩＣ一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。 注２　ＪＳＩＣ一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第十・三条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
措置	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
八 分野	船舶の国籍に関する事項
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第十・三条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・七条）
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
概要	日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。
九 分野	鉱業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇五　鉱業、採石業、砂利採取業
留保の種類	内国民待遇（第十・三条）
措置	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章
概要	日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
十 分野	石油業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇五三　原油・天然ガス鉱業 ＪＳＩＣ　一七一一　石油精製業 ＪＳＩＣ　一七二一　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） ＪＳＩＣ　一七四一　舗装材料製造業 ＪＳＩＣ　一七九九　その他の石油製品・石炭製品製造業 ＪＳＩＣ　四七一一　倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。） ＪＳＩＣ　四七二一　冷蔵倉庫業 ＪＳＩＣ　五三三一　石油卸売業 ＪＳＩＣ　六〇五一　ガソリンスタンド ＪＳＩＣ　六〇五二　燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。） ＪＳＩＣ　九二九九　他に分類されないその他の事業サービス業 注１　ＪＳＩＣ一七四一、一七九九、四七一一、四七二一又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。 注２　ＪＳＩＣ九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。

留保の種類	内国民待遇（第十・三条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
措置	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。
十一 分野	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書九第一編の日本国の表の七の項で規定されているものを除く。）
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇一　農業 ＪＳＩＣ　〇二　林業 ＪＳＩＣ　〇三　漁業（水産養殖業を除く。） ＪＳＩＣ　〇四　水産養殖業 ＪＳＩＣ　六三二四　農業協同組合 ＪＳＩＣ　六三二五　漁業協同組合、水産加工業協同組合 ＪＳＩＣ　八七一　農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
留保の種類	内国民待遇（第十・三条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
措置	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書九第一編の日本国の表の七の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
十二 分野	警備業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九二三一　警備業
留保の種類	内国民待遇（第十・三条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
十三 分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等 ＪＳＩＣ　四六一一　航空運送業
留保の種類	内国民待遇（第十・三条） 最恵国待遇（第十・四条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・七条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。